

毎週火、金曜日発行（但休日につきは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
馬伝染性貧血検査の実施
- 鳥取県農業改良資金債務保証基準
- 鳥取県農業改良資金貸付基準
- ◇選挙長告示 候補者の辞退
- ◇公告 理容師 美容師試験の合格者

告 示

鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大田村第一土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦

覧に供する。

昭和三十一年八月十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十一日から同年八月三十日まで

三 縦覧の場所

西伯郡西伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四十六号

馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年八月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬、ただし生後三箇月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 臨床検査、赤血球数検査、担鉄細胞検査

別表

検査月日	検査区域	検査場所
八月二十三日	倉吉市旧北谷村	同上
"	旧高城村	"
二十四日	旧市内	"
"	旧社村	"
二十七日	東伯町旧上郷村、下郷村	"
"	旧浦安町、八橋町	"

二十八日	赤碓町旧赤碓町、安田村	"
"	旧成美村	"
二十九日	中山村旧上中山村	"
"	旧下中山村	"
三十日	倉吉市旧上小鴨村、小鴨村	"
西伯郡		
八月二十一日	名和町旧光徳村	同上
二十二日	旧名和村	"
二十三日	旧庄内村	"
二十四日	大山町旧大山村	"
二十七日	"	"
二十八日	旧所子村	"
二十九日	旧高麗村	"
三十日	淀江町旧宇田川村	"
三十一日	旧淀江町大和村	"

鳥取県告示第三百四十七号

鳥取県農業改良資金債務保証基準を次のとおり定める。

昭和三十一年八月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

農業改良資金債務保証基準

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）に基き保証の対象となる施設資金は同規程によるほか、この基準による。

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	保証定期
一 水田水口冷水被害防止施設の造成に要する資金	硬質ビニール板		硬質ビニール板 一反当り一三〇メートル 五、七二〇円	四 毎 月 年
二 耕作用トラクターの取得に要する資金	動力耕りん機、ガヤデントラクター及び営農用トラクター等	開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基く融資を受けた者を除く	動力耕りん機 二五〇、〇〇〇円 営農用トラクター 一、〇〇〇、〇〇〇円	九 四 毎 月 月 年
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	動力付噴霧機及び動力付撒粉機		動力付噴霧機 一〇〇、〇〇〇円 動力付撒粉機 五〇、〇〇〇円	四 毎 月 年
四 畜力用農機具の取得に要する資金	畜力用機具（犁、カルチベーター土入機等）で二機種以上を組合せたもの		畑用犁、カルチベーター本機 （五本爪）カルチベーター部品 （大培土等）土入機を組合せたもの計 二〇、〇〇〇円	九 四 毎 月 月 年

公 告

昭和三十一年七月二十九日施行した理容師、美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十一年八月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 理 容 師

植田美佐子 中島 弘美 足山 実
田淵 昭二 中田 輝雄 藤田 恒夫
中原 和之 林 展正 新藤 幸子
都宮 勝人 勝原久美子 錫木 隆
池本伊津子 信組多津江 山口 光子
池田 広子 宮下 武司 小林 武

二 美 容 師

長田智代子 河上 一昌 野田日出子
山内 雅 山根 政美 石破 秋子
細砂 絹江 池本 能子 網浜 茂野
和田 恒彦 谷 琴美 福瀬 雪幸
木村 愛子 宮脇信之助 北村 敦恵
十代田捷彦 徳野 昇 小谷 典子
勝原 晴美 野村 洋明 諸家早智恵
住口 弘恵
美 容 師 足岡 春枝 望月ちか子
青砥 清美 柿田 茂子 植木 幸枝
恒松 弘子 福永美代子 大田美智代
加藤 峯子 熊中 藤江 岩田 君子
中島 澄子

鳥取海区漁業調整委員会
委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第四号

昭和三十一年八月十日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙において次のとおり候補者であることを辞退する旨の届出があつた。

昭和三十一年八月十日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 浜 口 虎 太 郎

届出月日	委員候補者氏名	党 派	職 業	性 別	生 年 月 日	住 所
八月九日	倉立 俊 明	無所属	漁業	男	明治三十三年八月八日	米子市両三柳二、二五五番地
八月九日	まつもとよしひさ 松本 吉 久	無所属	漁業	男	明治二十九年十二月二十日	米子市葭津一、七七二番地

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	耕土培養法施行規則（昭和二十八年農林省令第二号）第一条に規定する資材	一〇町以上の農園を有する市町村の区域内の農業者又はその組織する団体に限る。	貸付のつど決定する	秋落水田改良（四月一日） 酸性土壌改良（五月一日） （九月一日）
三 桑園の改植を行うために必要なる桑苗の購入に要する資金	桑 苗	一〇町以上の桑園を有する市町村の区域内の農業者又はその組織する団体に限る。	町当り 六、〇〇〇本 桑苗 三三、四〇〇円	十月一日 （十一月一日）

